

消防同意等事務の一部電子化について

利根沼田広域消防本部では、令和8年4月から一般財団法人建築行政情報センター様が提供している電子申請受付システムを利用し、消防同意等事務の一部について電子申請の受付を開始しました。

電子申請の受付範囲等については、次のとおり指定しておりますので、ご注意ください。不明な点は、事前に電話等により確認をお願いします。

なお、電子申請されたものでも範囲以外は受け付けない場合がありますので、その際は、書面での提出をお願いします。

恐れ入りますが試行期間中は、電子申請と併せて電話連絡をお願いします。

■利根沼田消防本部

消防同意および通知に関する留意事項

1【運用開始】

令和8年4月（試行）

恐れ入りますが、試行期間中は電子申請と併せて電話連絡をお願いします。

2【管轄】

群馬県沼田市、利根郡（片品村・川場村・昭和村・みなかみ町）

3【電子申請受付範囲】

（1）消防通知

（2）消防用設備等の設置を伴わない専用住宅及び長屋等（住宅に付随する車庫及び倉庫を含む。）

判断に迷う場合は、申請前に消防本部予防課へ問い合わせてください。

電子申請で受付できない場合は、書面での送付をお願いすることがあります。

4【消防同意後の対応】

（1）同意する場合：確認申請書第1面の消防機関同意欄に同意印を押印したものをスキャンし、PDFに変換したデータを返送（アップロード）します。

（2）同意できない場合：確認申請所第1面の消防期間同意欄に「同意できない旨」及び「その理由」を記載し、PDFに変換したデータを返送（アップロード）します。

5【受付日の取扱い】

依頼又は補正を開庁日の午後5時15分までに受信した場合は当日、それ以外は翌開庁日を受付日とします。

令和8年5月

利根沼田広域消防本部予防課

電話（直通）0278-22-3137